「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和3年3月30日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

					亦子が修正部分
通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正	
1	P90	第7章	○ 本章に定める届出は,届出書及び必要な添付資料を	○ 本章に定める届出は,届出書及	び必要な添付資料
		特定技能所属機関	地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して <mark>行う必要</mark>	を地方出入国在留管理局へ持参又	は郵送して行って
		に関する届出	があります(令和3年2月19日時点において,これらの	ください。	
		○4つ目	届出をインターネットで行うことはできません。インターネ	また、同届出は、インターネッ	トを介して行うこ
			ットによる届出が可能となる時期については, 今後, 出	ともできます。インターネットを含	介して行う場合は,
			入国在留管理庁ホームページでお知らせします。)。	「出入国在留管理庁」ウェブサイ	ト内の「出入国在
				留管理庁電子届出システム」ボタン	ンをクリックして,
				届出を行ってください。	
				なお,掲載場所は,末尾の別表の	つとおりです(令和
				3年4月1日から利用開始。)。	
2	P90	別表(「出入国在留	(新設)	URL	QR ⊐−ド
		管理庁電子届出シ		http://www.moj.go.jp/isa/publica	
		ステム」ポータルサイ		tions/materials/i-ens_index.html	
		٢			
					国際経済関

3	P91—92	第1節 特定技能雇用契約 に関する届出 第1 契約変更の届出 別表(特定技能雇用 契約の変更関係) Ⅱ欄	П	就業の場所	・雇用条件書の写し(参考様 式第1-6号) <右記②の場合> ・本要領別冊(分野別)を参 照 <右記③の場合> ・派遣計画書(参考様式第1 -12号) ・就業条件明示書の写し(参 考様式第1-13号) ・派遣先の概要書(参考様式 第1-14又は1-15	①就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。) ②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、自動事整備、航空、宿泊、外食業)。 ③労働者派遣の場合であって、在留諸申譲の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先又は就労(作業)場所で就労することとなる場合には届出が必要	П	就業の場所	・雇用条件書の写し(参考様式第1-6号) <右記②の場合> ・本要領別冊(分野別)を参 照 <右記③の場合> ・派遣計画書(参考様式第1 -12号) ・就業条件明示書の写し(参 考様式第1-13号) ・派遣先の概要書(参考様式 第1-14又は1-15	①就業場所(事業所)を変更する場合には届出が必要(連絡先のみの変更を除く。) ②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業所)について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分野は、介護、ビルクリーニング、宿泊、外食業)。 ③労働者派遣の場合であって、在留諸申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先又は就労(作業)場所で就労することとなる場合には届出が必要
4	P100	第3節 登録支援機関との委 託契約に関する届出 第2 契約変更の届出 別表(支援委託契約 の変更関係)第4欄	項番 第4 編 第 5 欄	要を提供を表表を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	を登録支援機関との支援を ・登録支援機関との支援を 様式第1-25号) ・登録支援機関との支援を ・登録支援機関との支援を ・登録支援機関との支援を ・登録支援機関との支援を 様式第1-25号) ・登録支援機関との支援を	特記事項 ・登録支援機関との支援委託契約に 関する説明書の第4種を変更した場合は届出が必要 ・登録支援機関との支援委託契約に 関する説明書の第5欄を変更した場合は届出が必要 ・登録支援機関との支援委託契約に 関する説明書の第6欄を変更した場合は届出が必要 ・登録支援機関との支援委託契約に 関する説明書の第6欄を変更した場合は届出が必要	項者 第 6 欄	委託料	・登録支援機関との支援 託契約に関する説明書(参 様式第1-25号) ・登録支援機関との支援	特記事項 李 ・登録支援機関との支援委託契約に 考 関する説明書の第5 欄を変更した場合は届出が必要 李 ・登録支援機関との支援委託契約に 考 関する説明書の第6 欄を変更した場合は届出が必要
5	P100	【確認対象の書類】	·支	援委託勢	契約に係る届出書(参考様式第3-3号)	. 支	援委託	契約に係る届出書	(参考様式第3-3号)

Γ	T			
				・登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参
				考様式第1-25号)
6	P100	【留意事項】	○ 登録支援機関へ委託する業務が1号特定技能外国	〇 登録支援機関へ委託する業務が1号特定技能外国
	-101		人支援計画の一部となる場合には,特定技能所属機	人支援計画の一部となる場合には,特定技能所属機
			関自らが適合1号特定技能外国人支援計画の適正な	関自らが適合1号特定技能外国人支援計画の適正な
			実施に関する基準に適合することが求められることに留	実施に関する基準に適合することが求められること
			意してください(詳細については第5章第2節第2を参照	に留意してください(詳細については第5章第2節
			してください。)。	第2を参照してください。)。
			○ 上記別表の項番第4欄について変更を行う場合は,1	
			号特定技能外国人支援計画も変更となることから, 併	
			せて支援計画変更に係る届出書(参考様式第3-2	
			号)を提出しなければなりません(詳細については, 前記	
			第2節別表の項番Ⅳを参照してください。)。	
7	P137	第9章第2節	(新設)	○ 本節に定める届出は、届出書及び必要な添付書類
		登録支援機関に関		を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行って
		する届出等		ください。
		○1つ目		また,同届出は,インターネットを介して行うこ
				ともできます。インターネットを介して行う場合は、
				「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在
				留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、
				届出を行ってください。
				なお,掲載場所は,末尾の別表のとおりです(令和
				3年4月1日から利用開始。)。
8	P137	別表(「出入国在留	(新設)	URL QR ⊐− ⊧
		管理庁電子届出シ		http://www.moj.go.jp/isa/publica
		ステム」ポータルサイ		tions/materials/i-ens_index.html
		 		
	1			

9	別紙2	届出一覧表(特定技			居出一層	憲 人特定	'技能i	听 尾	(2の1)) <別紙2>			届出一覧	表(特定	技能所加	属機関(2	2の1))
		能所属機関(2の1)		種別			_	期限	特記事項・留意点		種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項·留意点
			1	1±271	特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式第3-1号)	油田儿	7374	797/92	・特定技能雇用契約について、①変更、②終了、 ③新たな契約の締結があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第1節を参照 すること。	1		特定技能雇用契約に係る届出書 (参考様式第3-1号)				・特定技能雇用契約について、①変更、②終 了、③新たな契約の締結があった場合は届出 が必要。 ・詳細については、本要領第7章第1節を参 照すること。
			2		支援計画変更に係る届出書 (参考様式第3-2号)				・ 1 号特定技能外国人支援計画について、変更 があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第2節を参照 すること。	2		支援計画変更に係る届出書 (参考様式第3-2号)				・1 号特定技能外国人支援計画について、変更があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第2節を参照すること。
			3	随時届出	支援委託契約に係る届出書 (参考様式第3-3号)	特定機関 に に に に に に に に に に に に に	持参 又は 郵送	事由発生日 から14日 以内	・支援委託契約について、①締結、②変更、③ 終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第3節を参照 すること。	3	随時届出	支援委託契約に係る届出書 (参考様式第3-3号)	特定技能所属 機関の住所を 管轄する地方 出入国在留管 理局	持参, 郵送 又は インター ネット	事由発生日 から14日 以内	・支援委託契約について、①締結、②変更、 ③終了があった場合は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第3節を参 照すること。
			4		受入れ困難に係る届出書 (参考様式第3-4号)	Jag Jag			・特定技能外国人の受入れが困難となった場合 (行方不明、死亡等) は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章4節を参照す ること。	4		受入れ困難に係る届出書 (参考様式第3-4号)				・特定技能外国人の受入れが困難となった場合(行方不明、死亡等)は届出が必要。 ・詳細については、本要領第7章4節を参照すること。
			5		出入国又は労働に関する法令に関 し不正又は著しく不当な行為(不 正行為)に係る届出書 (参考様式第3-5号)				- 特定技能外国人について、不正行為(残業代 ・ 等質金の不払、暴行・脅迫、旅券文は在留カー ドの取上げ、労働関係法令法及など)があった 場合は届出が必要。 - 詳細については、本要領第7章第5節を参照 すること。	5		出入国又は労働に関する法令に関 し不正又は著しく不当な行為 (不 正行為)に係る届出書 (参考様式第3-5号)				・特定技能外国人について,不正行為(残棄 代等資金の不払、暴行・脅迫,旅券又は在留 カードの取上げ,労働関係法令違反など)が あった場合は届出が必要。 ・詳細については,本要領第7章第5節を参 関すること。
10	別紙2	届出一覧表(特定技			尼山 際	表(特定	+++t=	に見機関	(2の2)) <別紙2>			届出一覧	表(特定	技能所属	星機関 (2	2の2))
				種別		届出先	-	and the same of th	(20)2)		種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
		能所属機関(2の2)	1	恒別	様式 受入れ状況に係る届出書 (参考様式第3-6号)	油瓜先	力法	州原	設団事例 : 無総元 受け入れている特定技能が図人ごとに「特定 技能」の活動を行った日数、場所及反逐事した 実施内内容等について屋出が多度 支援実施状況に係る届出書(参考株式第3 - 7号)及び活動状況に係る届出書(参考株式第3 - 7号)及び活動状況に係る届出書(参考株式第3 - 6号)と併せて提出すること。 詳細については、本変領第7章第6節を参照 すること。	1	1.87/3	受入れ状況に係る原出書 (参考様式第3-6号)	жыл	73.11	79,192	受け入れている特定技能外国人ごとに「特定技能」の活動を行った日数、場所及び従事した業務の内容等について届出か必要。 ・支援実施状況に係る届出書(参考様式第3 7 号)及び活動状況に係る届出書(参考様式第3 7 号)及び活動状況に係る届出書(参考様式第3 - 8 号)と併せて提出すること。 前すること。
			2	定期届出	支援実施状況に係る届出書 (参考様式第3-7号)	特定技能の 病機管 を方の を を おいる 国局	持参 又は 郵送	翌四半期の 初日から 14日以内	・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況 について開出が必要。 ・支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託 した場合は臨日不要。 詳細については、本要領第7章第7節を参照 すること。	2	定期届出	支援実施状況に係る届出書 (参考様式第3-7号)	特定技能所 属機管轄の を 方 を 当 在 留 管 目 理 同 同 同 同 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 日 日 日 日	持参, 郵送 又は インター ネット	翌四半期の 初日から 14日以内	・1 号特定技能外国人に対する支援の実施状況について届出が必要。 ・支援計画の全部の実施を登録支援機関に委 所した場合は囲出不要。 ・詳細については、本要領第7章第7節を参 照すること。
			3		活動状況に係る層出書 (参考様式第3 — 8号)				・特定技能外国人に対する報酬支払状況(参考 核式第3-6号別紙、預金口座等への推込状況 を含む。) 趣識者後、行方不明者飲、社会保 級の加入状況及び労働保険の適用状況等につい て選出が必要。 ・詳細については、本要領第7章第80節を参照 すること。	3		活動状況に係る届出書 (参考様式第3 — 8 号)				・特定技能外国人に対する報酬支払状況(参 考核式第3-8号別紙、預金口座等への扱込 状況を含む。) 離職者数、行か不明者数、 社会保険の加入状況及び労働保険の適用状況 等について届出か必要。 ・詳細については、本要領第7章第8節を参 照すること。

11	別紙3	届出一覧表(登録支			Fa	出一覧表	(登金	表支援機関	4) <別紙3>				眉	虽出一覧表	(登録	支援機関	<別紙3)
		援機関)		種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点		種別		様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
		1及1双(大) /	1		登録事項変更に係る届出書 (入管法施行規則別記第29号の 16様式)	登録支援機	23.12	事由発生日	・登録申請書に記載した事項(氏名又は名称、 住所、代表者の氏名、支援業務を行う事務所の 所在地等)に変更があった場合には、周出が必 要。 ・詳細については、本要領第9章第2節第1を 参願すること。		1		豪事項変更に係る届出書 法施行規則別記第29号の 16様式)	登録支援機		事由発生日	・登録申請書に記載した事項(氏名又は名 住所、代表者の氏名、支援業務を行う事務 の所在地等)に変更があった場合には、原 が必要。 ・詳細については、本要領第9章第2節第 を参照すること。
			2	随時届出	支援業務の休止又は廃止に係る届出書 (参考様式第4-1号)	関の住所 (本たの)を地方 所)の国局 理		から14日以内			2 随時届出		務の休止又は廃止に係る届出書 参考様式第4-1号)	関の住所 (本たるを方 を 事管 を が を の を の を の を の を の を の を の を り る 国 る 国 の る 国 の る の る の る の る の る の る の	持参,	から14日 以内	・支援業務を休止し又は廃止した場合には 届出が必要。 支援業務の一部を休止又は廃止した場合 は、登録事項変更に係る届出書も併せて打 が必要。 ・詳細については、本要領第9章第2節第 を参照すること。
			3		支援業務の再開に係る届出書 (参考様式第4-2号)		文は	再開予定日 の1か月前 まで	・支援業務の休止の届出を行った者が支援業務 を再開する場合には、届出が必要。 ・詳細については、本要領第9章第2節第3を 参照すること。		3		業務の再開に係る届出書 参考様式第4-2号)		郵送 又は インター ネット	再開予定日の1か月前まで	・支援業務の休止の届出を行った者が支担 務を再開する場合には、届出が必要。 ・詳細については、本要領第9章第2節第 を参照すること。
			4	定期届出	支援実施状況に係る届出書 (参考模式第4-3号)	支約の特属住す入理援の特属住す入理を地で、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で		翌四半期の 初日から 14日以内	・特定技能所属機関から素託を受けた1号特定 技能の国人支援計画の実施状況について、四半 期ごとに届出が必要。 ・特定技能所属機関ごとに届出書の作成が必要。 ・情報については、半要領第9章第2新第4を 参離すること。		4 定期 届出		要実施状況に係る居出書 参考様式第4 — 3 号)	支援委託契 約の報手技能 所属性所多定関を 管 等 主 主 工 国 局 管 者 工 国 局 管 者 、 国 医 管 者 之 、 日 等 之 日 等 之 日 ち 日 と 日 ち 日 と 日 ち 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		翌四半期の 初日から 14日以内	・特定技能所属機関から委託を受けた1: 定技能外国人支援計画の実施を決定つい 四半期ごとに届出が必要。 ・特定技能所属機関ごとに届出書の作成 要。 ・詳細については、本要領第9章第2節 を参照すること。
12	参考様式	特定技能外国人に	参考	様式第3	-8号(別紙)						参考様式第:	3-8号(定技能外国人	に対する	5 報酬の支払	
. –			66.00	技術高麗	特別の氏名又は名称:	它技能外国人	に対す	る報酬の支	払状況		特定技能所属	属機関の氏	名又は名称:	7000000		J 1818-1-7-27	
	第3-8号	対する報酬の支払い	N	LINE TO SERVICE AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TO SERVICE AND ADDRESS OF T		支給総額	法定控除额	1 法定外拉	当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象とした従業員	1	No	該当月	基本給額及び最低賃金 の対象となる諸手当総 額の合計額(※)	支給総額	法定控除額	法定外控除	当該特定技能外国人の報酬を決定する。 て比較対象とした従業員
	別紙	状況			月月円	円円		円円	円 □比較対象となる日本人労働者がいる円 (当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)	1		月	円	円		円	円 □比較対象となる日本人労働者がいる
	72.3 1120	10000		1	月 円	円		円	円 □比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業務に従来する従業員の賃金が様子し等を添付)		1	月月		円円		円円	円 (日本人労働者の賃金台帳写し等を添 円 □比較対象となる日本人労働者がいな
			⊢	_	合計 円 月 円	円円		円円	円 □比較対象となる日本人労働者がいる	H		合計	円	円		円	四 (関一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を訴
			ΙΙ.	2	月 円	円		円	円 (当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)		I -	月月		円円		円円	円 □比較対象となる日本人労働者がいる円 (日本人労働者の賃金台帳写し等を添
				_	A H	円		円	円 □比較対象となる日本人労働者がいない (間-の業務に従事する従業員の賃金が様等し等を部付)		2 -	月		H		円	円 □比較対象となる日本人労働者がいな
			⊢	+	合計 円 月 円	円円		円	円 (同一の無柄に従事する従業員の賃金☆帳写し等を部付) 円 □比較対象となる日本人労働者がいる			合計	円	円		H	円 (関一の業務に従事する従業員の賃金台帳等し等を終 の
				3	月 円	円		円	円 (当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)		-	月月		円円		円円	円 □比較対象となる日本人労働者がいる円 (日本人労働者の賃金台帳写し等を訴
					月円円	円		円	円 □比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業務に従事する従業員の賞金が練写し尊を添付)		3	月		円		円	円 □比較対象となる日本人労働者がいな
			\vdash	+	合計 円 月 円	円円		円円	円 □比較対象となる日本人労働者がいる	H	\Box	合計	円	円		円	円(同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を記
				4	月 円	円		円	円 (当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)		I ⊢	月月		円円		円円	円 □比較対象となる日本人労働者がいる円 (日本人労働者の賃金台帳写し等を添
					月 円 合計 円	円円		円円	円 □比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業務に従事する従業員の賃金台級をし等を抵付)		4 -	月		円		Pi Pi	円 □比較対象となる日本人労働者がいな
		I .		1	否訂 円	14		141	一一 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		. ⊢	승위	PI	р		Д	四 (間一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を終める。

□比較対象となる日本人労働者がいる

(岡一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を影付)

(当該日本人労働者の賃金台帳写し等を派付) □比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業務に従事する従業員の賃金台級写し等を話付)

□比較対象となる日本人力働者がいる (日本人労働者の賃金台帳写し等を添付) □比較対象となる日本人労働者がいない (同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を添付)

□比較対象となる日本人労働者がいる

(9) 総投資金の対象となる部市日とは、最低発金的がに認められた最低発金的の関いが物をなるのも構設。(中部)を指し、例えば、時間外別需賞金、資本、臨時に支払 物等件等・通事件等・原本等件等の目的主は支えない。 (記述) またれた状に体の品は単位学者状態等へのもいに認めている。 またれた状に体の品は単位学者状態等へのもいに対していまった。 またまたが、大力に対したが、といったが必要されていまった。

13	参考様式	特定技能外国人に
	第3-8号	対する報酬の支払い
	別紙	状況

No	該当月	基本給額	支給総額	法定控除额	法定外控除额	当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たっ て比較対象とした従業員
\neg	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる
6	月	円	円	円	円	(当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
°	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない
1	合計	円	円	円	円	(同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を指付)
	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる
7	月	円	円	円	円	(当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
′ [月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない
	合計	円	円	円	円	(同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を指付)
8	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる
	月	円	円	円	円	(当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない
	合計	円	円	円	円	(関一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を助付)
	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる
9	月	円	円	円	円	(当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
" [月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない
	合計	円	円	円	円	(関一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を部付)
	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる
1.0	月	円	円	円	円	(当該日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない
	合計	円	円	円	円	(同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を添付)
╗	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる
11	月	円	円	円	円	(当談日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)
* 1	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない
- [合計	円	P	円	H	(同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を添付)

No	該当月	基本給額及び最低賃金 の対象となる諸手当総 額の合計額	支給総額	法定控除額	法定外控除額	当該特定技能外国人の報酬を決定するに当た て比較対象とした従業員				
\neg	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる				
6	月	円	円	円	円	(日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)				
0	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない				
Г	合計	円	円	円	円	(同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を部付)				
	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる				
7	Я	円	円	円	円	(日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)				
' [月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない				
ı	合計	円	円	円	円	(間一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を節付)				
8	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる				
	Л	円	円	円	円	(日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)				
° [月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない				
	合計	円	円	円	円	(周一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を指付)				
	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる				
9	月	円	円	円	円	(日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)				
9	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない				
	合計	H	円	円	円	(間一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を添付)				
	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる				
1.0	月	円	円	円	円	(日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)				
10	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない				
	合計	円	円	円	円	(同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を節付)				
	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいる				
11	月	円	円	円	円	(日本人労働者の賃金台帳写し等を添付)				
1.1	月	円	円	円	円	□比較対象となる日本人労働者がいない				
1	合計	円	円	円	円	(同一の業務に従事する従業員の賃金台帳写し等を部付)				